



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第586号 令和5年5月12日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
211	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	男女参画・人権課
212	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	長寿いきがい課
213	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
214	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
215	同	同
216	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	生産基盤課
217	同	都市計画課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
64	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
65	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
66	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
67	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
6 8		政治資金規正法の規定に基づく資金管理団 体でなくなった旨の届出があった件	

徳島県告示第二百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務を一般財団法人徳島県観光協会に委託した。

令和五年五月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第十条第一項の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第二百十二号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和五年五月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
大野病院	阿波市土成町土成字南原二三一 番地	医療法人博美会	介護療養型医療施設	令和五年五月三十一日

徳島県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

多家良土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	生 竇 敏 明	佃 善 博	徳島市多家良町池谷九四 一九
監事			

徳島県告示第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月十二日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 三好郡東みよし町	認可年月日
三好南岸土地改良区	令和五年四月二十一日

徳島県告示第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月十二日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
吉野川市山川町 川俣土地改良区	令和五年四月二十四日

徳島県告示第二百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務を徳島県漁港漁場協会会長影治信良に委託した。

令和五年五月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）第十条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第二百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県建設技術センターに委託した。

令和五年五月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園の有料公園施設のうち駐車場及び徳島県日峯大神子広域公園の有料公園施設に係るものに限る。）の徴収の事務

徳島県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年五月十二日

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党徳島県 小松島市・勝浦郡第一支部	井村保裕	宮城 仁	小松島市和田島町字東新開一三八	○	令和五年 二月二十八日
自由民主党徳島県 海部郡第二支部	平山尚道	野村雅博	海部郡牟岐町大字灘字大牟岐田五一―七	○	令和五年 二月二十八日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
徳島新時代を創る県民の会	森本尚樹	十川昌史	徳島市問屋町五七	令和五年 三月六日
那賀町を育くむ会	宮本公博	宮本公博	那賀郡那賀町仁字字学原一四三一―一	令和五年 三月七日

稔 珠 会	山口たかひろ後援会	亀井伸幸・高木健多後援会	福井雅彦後援会	しげりようか後援会	町田寿人後援会	夷谷大輔後援会	森本吉治後援会	予防医療の会	宮本公博後援会
森本博通	山口隆弘	亀井伸幸	庄野二六	重陵加	町田寿人	福家喜征	高橋義英	本多隆子	中村純子
福永友紀	笹谷尚平	亀井伸幸	布施克栄	重陵加	大野芳行	夷谷美紗	田中一重	大久保みどり	宮本まさ子
地 徳島市出来島本町三丁目二三番	徳島市佐古一番町九一六 アル フェリア佐古一番町1F	那賀郡那賀町延野字檜王一六	海部郡牟岐町大字灘字大平間四 九番地	那賀郡那賀町木頭折字石畳一 二一	阿波市阿波町南川原一三番地	板野郡北島町北村字千田ノ木六 八番地	名西郡神山町阿野字広野一五七 番地	徳島ハイタク集金事業所 徳島市助任本町一丁目四 2F	那賀郡那賀町仁字学原一四三 一
四月十一日 令和五年	四月五日 令和五年	四月三日 令和五年	三月三十一日 令和五年	三月二十三日 令和五年	三月二十日 令和五年	三月十七日 令和五年	三月十五日 令和五年	三月八日 令和五年	三月八日 令和五年

坂
田
け
い
後
援
会

坂
田

桂

坂
田

桂

名西郡石井町高川原字南島七二
一
二
一

令
和
五
年
四
月
十
四
日

徳島県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
自由民主党北島町支部	北島 一人	会計責任者の氏名	新 岩朝俊治 旧 小西久美夫	令和五年三月十九日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
前田晃良後援会	前田義範	会計責任者の氏名	前田輝勝	氏久重二	令和五年一月十日
おさだよしなり後援会	長田善成	主たる事務所の所在地	徳島市助任橋二丁目三四・三 大井ビル1F	徳島市川内町鶴島一七八・一〇四号室	令和五年三月六日
岩佐洋介後援会	岩佐洋介	会計責任者の氏名	後藤志郎	松尾亜佳理	令和五年三月十三日
松田りょうへい後援会	松田亮平	政治団体の名称	松田りょうへい後援会	松田亮平後援会	令和五年三月二十日

佐藤ちよみ後援会	幸福実現党 川島門前後援会	幸福実現党	幸福実現党池田後援会		
佐藤千代美	土井包吉		片山朗		
氏名 会計責任者の	所在地 主たる事務所の	代表者の氏名	所在地 主たる事務所の	氏名 会計責任者の	代表者の氏名
瀬戸貴	五・一 吉野川市鴨島町鴨島八四七 ハイツミュージーズ二〇	土井包吉	・三 吉野川市川島町川島六六六	片山朗	片山朗
下久保仙一	・七 吉野川市川島町桑村三二七	森本昭洋	三好郡東みよし町昼間一八 七九・一 オータニアパー ト南二号室	阿波智基	阿波智基
令和五年 三月十八日	令和五年 三月一日			令和五年 三月二十日	

徳島県選挙管理委員会告示第六十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 令和五年五月十二日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
優しさと思いやりで豊かな町を創る会	川原幸明	令和五年三月二十二日
町民第一の会	長谷川隆法	令和五年三月二十二日
長谷川隆法後援会	長谷川隆法	令和五年三月二十二日
本田耕一後援会	大西正	令和五年三月二十二日
未来を考へる会	鳴石晃	令和五年三月二十一日
佐野善作を育てる会	上田幹雄	令和四年十二月三十一日

徳島県選挙管理委員会告示第六十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和五年五月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
長 田 善 成	おさだよしなり後援会	主たる事務所所在地	徳島市助任橋二丁目三四・三 大井ビル1F	徳島市川内町鶴島一七〇〇四号室 吉野川一	令和五年三月六日

徳島県選挙管理委員会告示第六十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年五月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

長 谷 川 隆 法	資金管理団体の届 出をした者の氏名
長 谷 川 隆 法 後 援 会	資金管理団体の名称
令和五年 三月二十二日	届出年月日